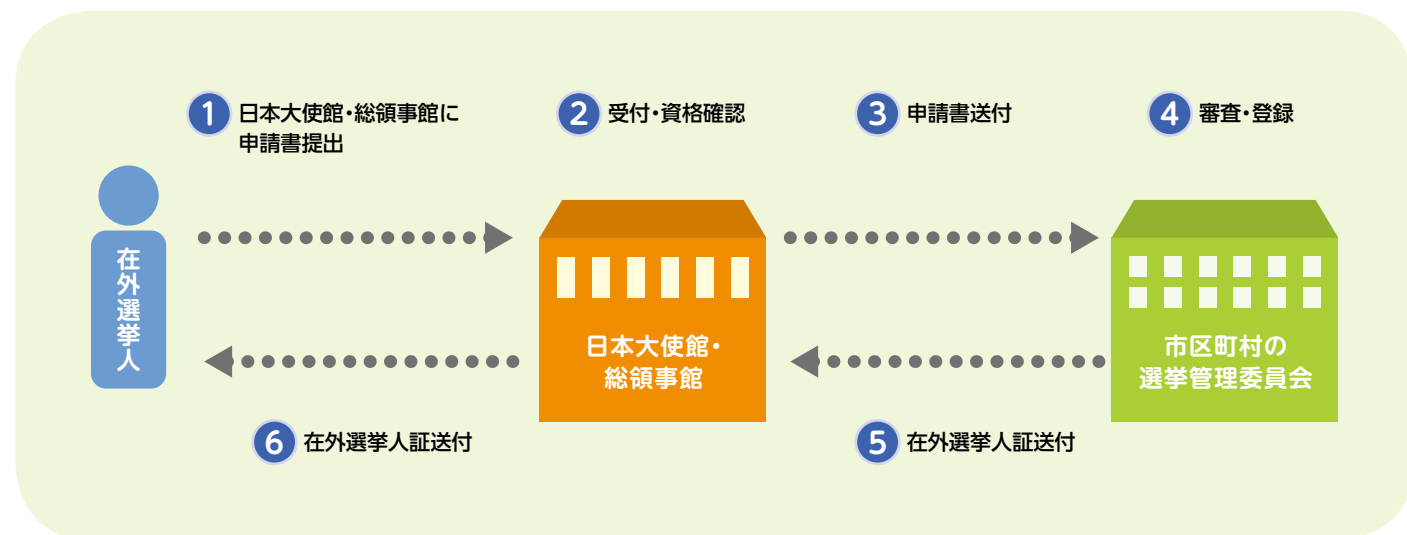


在外選挙人名簿の登録

対象者は、満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その者の住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を有する者です。



在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口申請してください。



申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。また総務省のホームページでも入手できます。

【注意事項】

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届を提出する必要があります。
 - 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。
 - 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、日本大使館・総領事館を経由して在外選挙人証が交付されます。在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。
 - 帰国後、転入届を提出して4か月を経過した時には、在外選挙人名簿から抹消されます。その後、再び海外に転出した場合には、あらためて在外選挙人名簿への登録申請が必要です。
- また、国内の選挙人名簿に登録された場合や在外選挙人名簿から抹消された場合には、在外選挙人証は交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返納してください。

【申請時に必要となるもの】

- **申請者本人が申請する場合**
 - ① 旅券(パスポート)等
 - ② 日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類(住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス代の領収書など)
- **同居家族等を通じて申請する場合**
上記①・②に加えて次の③・④が必要です。
 - ③ 申請を行う同居家族等の方の旅券(パスポート)等
 - ④ 申出書(あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。)

活用しよう! 在外選挙制度

外国においても日本の国政選挙に投票ができます。

在外選挙人名簿の登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満20歳以上の方

海外に3か月以上お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上お住まいの方

【留意点】

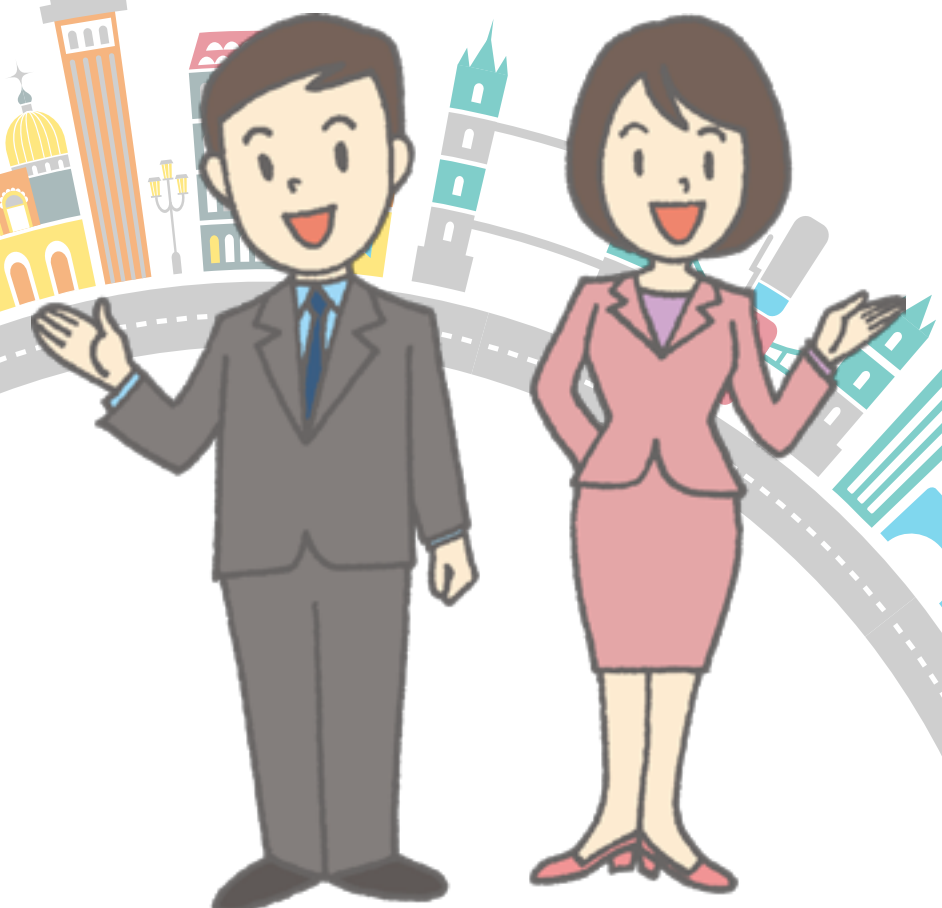
申請時に3か月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。3か月以上住所を有していることを確認された後に、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

投票のために「登録申請」をしましょう

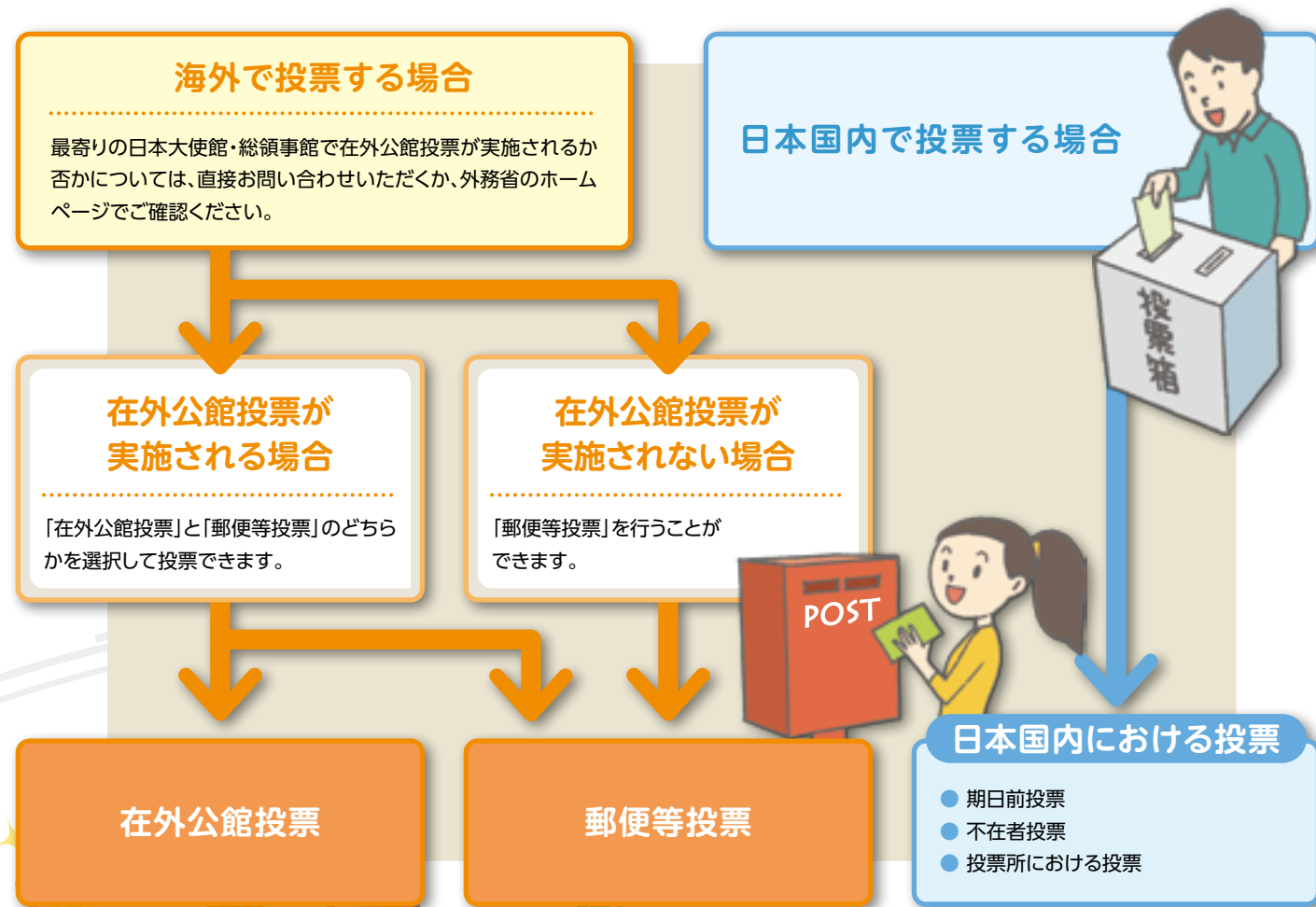
「在外選挙制度」で、外国においても衆議院議員選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙)および参議院議員選挙(選挙区選挙・比例代表選挙)に投票することができます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)を通じて、最終住所地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。



在外選挙の投票方法フローチャート



詳しくは、総務省、外務省のHPをご覧ください

「在外選挙制度」



総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>
外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

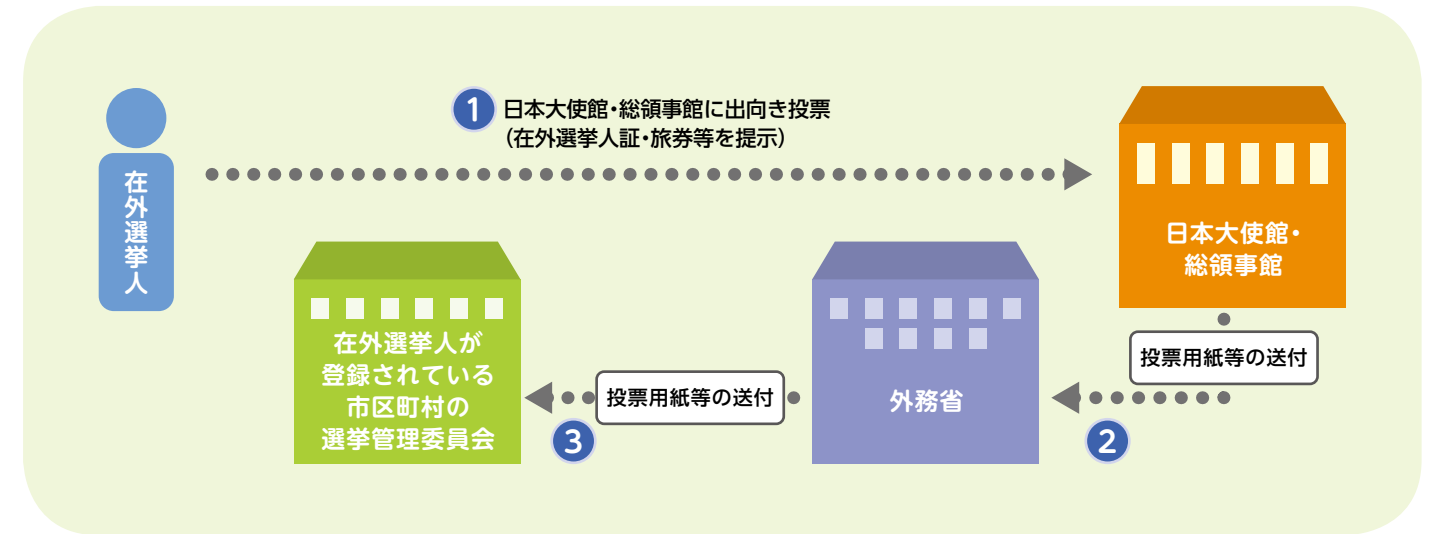
在外選挙制度

検索

在外選挙の投票方法

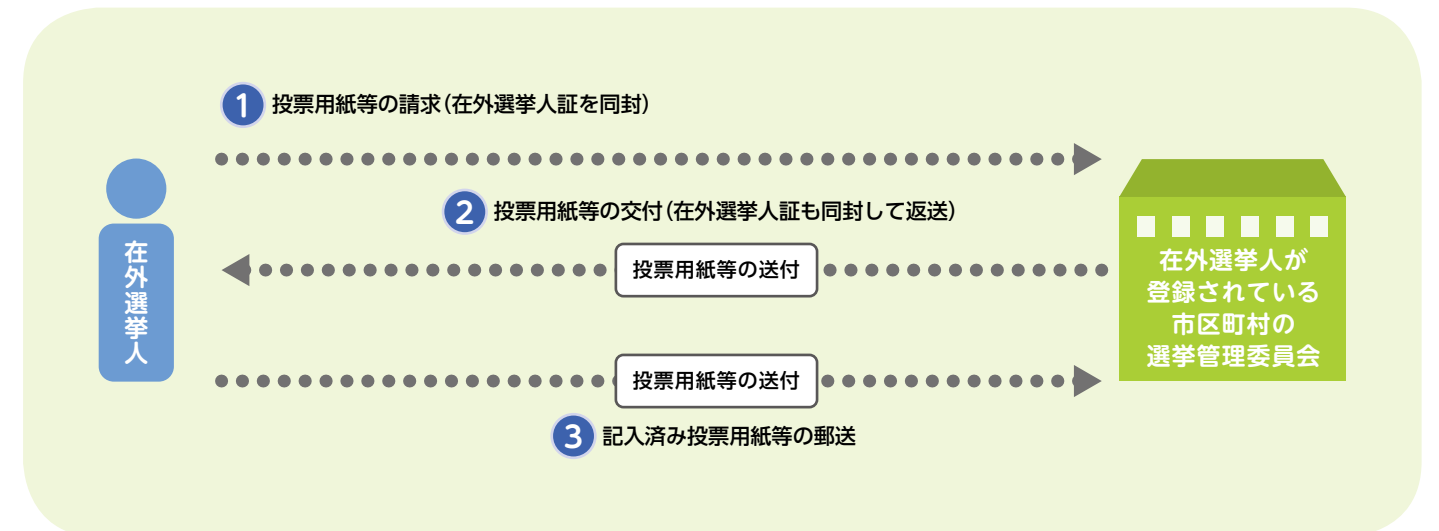
1 在外公館投票

日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)に出向いて、在外選挙人証と旅券等の身分証明書を提示して投票する方法です。



2 郵便等投票

登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に投票用紙等に記入の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送することにより投票する方法です。



3 日本国内における投票

旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月を経っていない方(選挙人名簿に登録されていない方)は、在外選挙人証を提示して、日本国内で投票することができます。